

理窓会茨城支部 会則

令和6年10月12日

第1条 本会は理窓会茨城支部と称する。

第2条 本会は事務所を会計幹事の住所 茨城県那珂郡東海村石神内宿2314-6 酒井洋満宅におく。

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、また 理窓会の目的達成を助けることを目的とする。

第4条 本会は茨城県内に在住する理窓会会員をもって組織する。

第5条 本会に下記の役員をおく。

支部長 1名、 副支部長 2名以上、 会計幹事 1名、 地区幹事若干名

第6条 支部長は会員が互選する。

支部長は、県北地区、水戸地区、県南地区、県西地区、ホームページ担当の支部長各1名、
会計幹事1名、各地区幹事若干名を委嘱する。

役員任期は3年とし、重任を妨げない。

支部長は必要と認めた場合、副支部長会を開くことができる。

第7条 支部長は本会を代表し、会務を統理する。

副支部長は支部長を補佐する。

地区担当の副支部長は地区内をとりまとめる。

ホームページ担当の副支部長は、本会活性化のため、ホームページを活用する。

第8条 総会の議事は出席会員の過半数を以て決する。

可否同数のときは支部長がこれを決する。

ただし、委任せる者は出席者とみなす。

第9条 総会は毎年1回、おおむね10月に行う。

総会においては前年中の会務の状況、収支決算、代議員会報告等を行う。

ただし、支部長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第10条 支部会費は年 1,000 円とし、支部会計幹事に納入する。

理窓会費は会員が直接本部に納入する。

第11条 支部会費の用途は、支部運営費、事務費、総会費補助その他、支部長が必要と認めた経費である。

第12条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は支部長、副支部長の推薦により総会で承認する。

顧問は支部長、副支部長の諮問に応ずる。

顧問は支部長が必要と認めた場合、副支部長会に出席できる。

設立年月日 昭和63年9月25日

理窓会茨城支部総会会則に相違無いことを証明する。

令和6年10月12日 理窓会茨城支部長

山極 時生